

## 総会議事録（第1回）

1 開催日時 令和3年4月26日（月）14時00分～

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（34名）

○農業委員（17名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子

12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真 15番 寺坂 哲郎

16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫 19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 原 正人 2番 平山 清孝 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治

5番 井上 秀明 6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃

9番 山浦 弘之 10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之

13番 上野祐太郎 14番 瀬戸口裕子 16番 野田 善則 17番 鳥越 優

19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（1名）

10番 松下 善光

○農地利用最適化推進委員（2名）

15番 森 良広 18番 梶原 茂

- 5 議 題
- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項(合意解約)の規定による通知報告の件       |
| 報告第2号 | 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件        |
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の件                 |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の件                 |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件         |
| 第4号議案 | 非農地証明願の件                           |
| 第5号議案 | 非農地通知申出書による非農地通知の件                 |
| 第6号議案 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件             |
| 第7号議案 | 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件           |
| 第8号議案 | 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件           |
| 第9号議案 | 大村農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域除外)       |
| 報告第3号 | 納税猶予継続届の際の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について |

6 事務局 局長 平地 俊夫

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

## 1 開会

### ○事務局長

ただいまから「令和3年度第1回農業委員会定例総会」を開会いたします。

## 2 会長挨拶

## 3 議事録署名人指名

### ○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

### ○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

10番農業委員、15番推進委員、18番推進委員から欠席の届出がっております。

### ○会長

次に、本日の議事録署名人を、1番農業委員、18番農業委員にお願いします。

## 4 議事

### ○議長

それでは、1ページ、報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

### ○事務局

報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」、1番萱瀬荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、面積1,293㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第7号議案、第8号議案、3番萱瀬と関連があります。

2番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田、面積1,313㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

3番萱瀬 宮代町の農地、地目 畑、合計面積10,006㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

4番竹松 鬼橋町の農地、地目 畑、面積761㎡です。使用貸人及び使用借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、第2号議案、7番竹松と関連があります。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<意見なし>

○議長

それでは次に、2 ページ、報告第 2 号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第 2 号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」、1 番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、面積 1, 293㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。この案件は、報告第 1 号、1 番萱瀬と同じで、第 7 号議案、第 8 号議案、3 番萱瀬と関連があります。

2 番萱瀬 荒瀬町の農地、地目 田、面積 1, 313㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。

○議長

ただ今の報告に、ご意見等ありませんか。

<意見なし>

○議長

続いて、3 ページ、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請の件」1 番萱瀬、宮代町の農地、地目 畑、面積 1, 398㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。

本件は、以前から受贈者が管理していた農地を、親戚である贈与者から譲り受けるものであります。誓約書によると、ミカンを栽培する計画で、反当り 1, 500kg の収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、1 番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

それでは、説明をいたします。今、事務局から話のあったとおりです。この前、24日に

4人で現地を見に行きました。みかんを栽培されておりました。一生懸命頑張っている人だと思います。以上です。皆様のご意見をよろしくお願ひします。

○議長

1番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は許可することとします。

続いて、4ページ、第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番三浦、溝陸町の農地、地目畑、面積496㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が賃貸共同住宅を建設するとして、転用申請を提出するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。周辺には、農地はありません。雨水排水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。資金については、融資証明書を確認しております。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

確認に行ったところ、隣に倉庫、ここだけ空いてるんですよ。それで市道に面しているもので、盛土も何もなかったから別に何も問題ないと思いますが、皆様のご審議をお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番三浦を議題としますが、本案件は6ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番三浦、2番三浦と関連がありますので、一括し

て審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番三浦、第3号議案1番三浦、2番三浦は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番三浦、今村町の農地、地目 田 現況は雑種地、面積72㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲渡人が平成4年8月に建売住宅1棟を建築するとして転用許可を受けていたが、宅建業の廃業のため実行されないまま現在に至っているものを、今回譲受人が運営する近隣共同住宅の不足している駐車場として整備するということで、2番三浦で転用申請と、第3号議案2番三浦で計画変更申請書を提出するものです。また第3号議案1番三浦については、令和3年3月転用許可を受けた駐車場の進入路を、今回転用申請する駐車場の進入路としても利用したいとのことから、利用目的の追加で変更申請書が提出されたものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、造成は行わないとなっています。周辺に、農地はありません。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、2番及び第3号議案1番、2番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局からご説明のとおりであります。平成4年ですね、5条の転用がありまして、そのままだったというところに、今回は、駐車場とされるということで、2ヶ月前に、2月の総会で、5条の転用がございまして、駐車場17台分でその北西側ですか。面積としては70㎡位、2台分の駐車場を設けられるということで、1番の変更が2月の駐車場の件ですけど、そこを通らないとやっぱり奥に行けないということで、変更届が出されています。他に周辺には農地もございませんし、何ら問題ないと見てまいりました。皆様の審議をよろしく願います。

○議長

2番三浦及び第3号議案1番三浦、2番三浦について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番三浦は、許可相当とし、第3号議案1番三浦、2番三浦については承認相当とします。

続いて3番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番大村、木場1丁目の農地、地目 畑、面積 194㎡、併用地を含めた全体面積737.07㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地3区画を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.54m～2.36m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、西側に農地があります。資金については、預金通帳の写しを確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、3番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現状は畑ですけど、利用状況は休耕地となって、しかし、きちんと管理はしてあると。雨水排水については、新設の側溝を通して既存の道路の側溝に放流という、汚水、生活排水は、污水管を通して公共の下水道に接続するということになっておりますので、問題ないということで見えてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

3番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番大村は、許可相当とします。

続いて4番大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番大村、木場2丁目の農地、地目 畑、合計面積 518㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するために転用するものです。都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。なお、転用に係る面積基準500㎡を超過していますが、崩落防止用の擁壁の面積が55㎡あることから、住宅を建築する

ための有効面積は463㎡となるとの理由が付されています。また、崩落防止用の擁壁については、許可不要の農業用施設届出が提出されています。

被害防除計画では、現状のまま利用し、擁壁を設けるとなっています。また、建物は近傍の農地から5.5m程度離して建築するとなっています。雨水排水は既存水路へ放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、里道を挟んで東側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、4番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この土地は、海手側の方にはもう住宅ができてしまっておりまして、山手側に、みかん畑があるんで、そのままの状態が使われるということですが、何も盛土切土もありませんので、そのままでいいかなと思って見てきました。ご審議をお願いします。

○議長

4番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とします。

続いて5番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積 1,221㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が事業拡大のため集合住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、擁壁を設けるとなっています。また、建物は隣接農地から10m程度離して建てるとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、南側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ご存知のようにこの辺りもずっと宅地化が進んでおります。先ほど説明がありました南側に農地がございますが、建物はこれから約10m離して建てるということになっております。

休耕地になっておりまして、管理はきちっとされております。昨日見に行きましたけど、問題はないかと見てまいりました。審議方よろしくお願いいたします。

○議長

5番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて6番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番西大村、坂口町の農地、地目 畑、面積 614㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が分譲宅地3区画を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.3m、擁壁を設けるとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺には、北東側に農地があります。資金については、融資証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、6番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地を見てきたんですけども、左側にもともと同じように農地があったんですけども、切り売りをしていっている感じで、宅地になっていって、今回この場所も同じように宅地になる感じです。隣のハウスも地主さんのハウスになっているので、農地への影響等も特に問題ないと思われます。ご審議の方お願いします。

○議長

6番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番西大村は、許可相当とします。

続いて、7番竹松、事務局から説明をお願いします。



○事務局

7番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑、面積493㎡、贈与者及び受贈者は記載のとおりです。契約は贈与です。本件は、受贈者が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。なお、本案件は、報告第1号4番竹松で合意解約した農地と関連があります。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっており、建物は高さを加減するとなっています。雨水は既存の宅地水路に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺には、西側と南側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地は、申請者の祖父が所有するところです。三方、北側、東側、西側は擁壁によって隣接地との部分がはっきりしております。南側には祖父の家があって、全部敷地内の農地転用ということで、問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、鬼橋町の農地、地目 田 現況は畑、合計面積2,665㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、分譲宅地10区画を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.8m、擁壁を設けるとなっています。雨水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。周辺には農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明しましたとおり、周辺はもうほぼ農地はありません。県道、それと住宅とに挟まれたところをごさいます、ただ、水田でございましたので、用水の確保を確認しましたが、道と水田の間に用水路がありまして、そこに雨水も合わせて確保してありますので、何ら水の管理については問題ないと思っております。以上でございます。

○議長

8番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。  
続いて5ページ9番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、原口町の農地、地目 畑、面積1,038㎡、併用地を含めた全体面積1,043.57㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、分譲宅地4区画を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1～0.4m、擁壁を設け、建物を建てる際には緩衝地を設けるとなっています。雨水は既存の側溝に接続、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとなっています。周辺には、里道を挟んで北側に農地があります。資金については、融資証明書及び残高証明書のお知らせを確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

三方が宅地になっておりまして、横にビニールハウスがあるところですが、特に問題はなかったということで、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

9番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。

お諮りします。10番竹松と、11番竹松は隣接地で譲渡人が同一人物ですので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、10番竹松と、11番竹松は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積 263㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、擁壁を設け、建物建築時には高さを加減するとなっています。雨水排水は既存の側溝に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺に農地はありません。資金については、住宅ローン保証会社の事前審査結果のご連絡を確認しております。

11番竹松、黒丸町の農地、地目 畑、面積 263㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用し、擁壁を設け、建物建築時には距離を取って建てるとなっています。雨水排水は既存の側溝に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道に接続となっています。周辺には、東側に農地があります。資金については、住宅ローン仮審査終了のお知らせを確認しております。

○議長

それでは、10番、11番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここは、持ち主が相続でもらわれた子どもさんですけど、奈良県におられて、今、休耕地となっていますけど、そのちょっと前までは、近くの親戚の方が耕作してあったんですけども。その方もちょっとできなくなって、そういう処分を計画されたと思うんです。それで周りはいもう分譲地になって、全部宅地になっております。そのあとの二面は道路になっています。それで公共下水道も通っておりましたので、何も問題ないと思って見てきました。どうぞよろしくをお願いします。

○議長

10番竹松、11番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありません

んか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番竹松、11番竹松は、許可相当とします。  
続いて、12番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積481㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、分譲宅地1区画を建設するものです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1～0.5m、擁壁を設け、また、建物は境界から距離を取って建築するとなっています。雨水は既存の水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続となっています。周辺は、西側に農地があります。資金については、残高証明書を確認しております。また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しております。

○議長

それでは、12番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

間口が6m、奥行き53mという細長いところに1区画建設するということですね。奥の方は工場との境界ですね。東側がすべて宅地です。西側には畑がございますけども、今、多少耕作はされております。ここの境界に擁壁を造るということです。隣からの泥等の流入はないものと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

12番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、12番竹松は、許可相当とします。  
続いて、7ページ第4号議案「非農地証明願の件」を議題とします。1番三浦、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「非農地証明願の件」、1番三浦、今村町の農地、地目 畑 現況は宅地、面積99㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。

申出によりますと、昭和25年4月13日以前より自宅への進入路として利用しており、現在も利用しているものです。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ただいまご説明の場所は昭和25年以前から進入口として利用されております。それで、下水道が北東側より南西側に、真ん中ぐらいをずっと斜めに通ってるんですよ、それで70年以上経っておりますし、畑にしようと言っても無理でしょう。それで、進入口ですけれども、非農地が妥当と4人で見てまいりました。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

○議長

ただ今の1番三浦に対して、ご意見等ありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、承認することといたします。

続いて8ページ、第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。1番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」1番萱瀬、宮代町の農地、地目 畑  
現況 山林、面積 1,980㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、自然荒廃により、山林化しているとなっております。

○議長

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今住んでおられるんですけども。災害が7月にあってですね。その時に崖崩れしたんですよ。それで見に行きましたけど、もともと、畑だったんだけど、もう耕作しておらず、山になっております。皆様の審議をよろしくをお願いします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

続いて、9ページ、第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、

1番三浦 西部町の農地、地目 畑、合計面積2,276㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。申込者はみかんの作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番竹松 小路口本町の農地、地目 畑、合計面積101㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は飼料作物の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に3番竹松 小路口本町の農地、地目 畑、面積431㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は飼料作物の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第6号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第6号議案は、承認することとします。

続いて、10ページ、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、11ページ、第8号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案及び第8号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

第7号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第8号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第7号議案1番三浦、第8号議案1番三浦、今村町の農地、地目 田、合計面積1,827㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は水稻の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第7号議案2番大村、第8号議案2番大村、東大村1丁目の農地、地目 原野 現況は畑、合計面積14,263㎡のうち9,592㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

なお、配分計画2番大村の借入申込者は新規就農者であります。大村市から青年等就農計画認定書を受けています。

資料1の3行目、第7号議案3番萱瀬、第8号議案3番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田 現況は畑、合計面積2,221㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はいちごの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

なお、配分計画3番萱瀬の借入申込者は新規就農者であります。長崎県新規就農支援事業で技術習得支援研修を受けており、大村市へ青年等就農計画認定申請書を提出する予定です。なお、本案件は、報告第1号第2号1番萱瀬で合意解約された農地です。

資料1の4行目、配分計画のみで第8号議案4番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、面積6,978㎡のうち4,641㎡、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

なお、配分計画4番萱瀬の借入申込者は新規就農者であります。長崎県新規就農支援事業で技術習得支援研修を受けており、大村市へ青年等就農計画認定申請書を提出する予定です。

資料1の5行目、配分計画のみで第8号議案5番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、面積6,978㎡のうち2,337㎡、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はみかんの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の6行目、第7号議案5番福重、第8号議案6番福重、寿古町の農地、地目 畑と田、合計面積2,089㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はきゅうりの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

なお、配分計画6番福重の借入申込者は新規就農者であります。大村市から青年等就農計画認定書を受けています。

資料1の7行目、第7号議案4番福重、第8号議案7番福重、今富町の農地、地目 田、面積4,49㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はトマトの作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。令和3年1月の第7号議案の配分計画3番福重の追加分として、今回角地分を挙げられているものです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第7号議案及び第8号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第7号議案については、承認することとし、第8号議案については、支障のない旨を回答することとします。

続いて、13ページ、第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について」は申請地を農用地区域から除外することについて、農業委員会に対し市長から意見を求められているものです。

1番大村、木場1丁目の農地、地目 田、面積800㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。除外後は、5条の許可申請を提出し、事務所及び倉庫等を建築する予定です。なお、当該農地は配分計画があり、貸し借りされていますが、転用の前には双方の合意により解約される予定となっています。

被害防除計画では、現状のまま利用し、コンクリートブロックを設けるとなっています。また、建物を建築する際には緩衝地を設けるとなっています。雨水は既設の水路に放流し、汚水と生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、既存の水路に放流するとなっております。周辺は道路を挟んで南側に農地があります。



○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地を確認いたしましたところですね。この農地につきましては、基盤整備をされてあるわけですね。補助事業で作られておりました、優良農地として、税金を投入しておるわけでございます。だから他になかったかものかどうか。やはり、農業委員会としての意見というかね。これにつきましては、なるべく優良農地については、守って、この方が農業委員会の仕事じゃないかと思うんですよね。一番端ですから、除外をしてはいけませんとかっていうふうなことが、農業委員会としては言われたいわけですが、やはり優良農地を守っていくような体制をもう少し農林部の方にはですね、お願いをした方がいいんじゃないかと、私個人としての意見はございます。以上です。

○議長

はい。ありがとうございます。それでは1番大村につきまして、何かご意見ご質問はないでしょうか。

○委員

今言われたようにですね。こういう農用地除外って、国とかですね、県下の指針か何か出てるんですかね。こういう場合はいいとかですよ。特別に出てるんですかね。それとも無条件でいいんですかね。もう一つ、出てるんだったら、除外を1回申請してから農転をかけるんじゃないかと私は思うんですが、駄目なんですかね。

○事務局

農用地のままでは通常、転用ができないというふうになっております。

○委員

わかりました。では、農用地除外の指針とかそういうのは、あるんですよね。今まで何件かあったんですけど、言われたとおり、補助金が入ったところはなかなか難しかったのが、ここ2、3年でポンポンと出てるんですけど。無条件と言ったら悪いんですけど、申請したら通るものなんですかね。

○事務局

もし必要とあらばですね、担当課の方に説明していただくことが必要になるのかなと思いますけど。

○委員

農業委員の手帳を皆さんお持ちですか。これの22ページっていうところをちょっと見て

もらったら、第1種農地であっても許可できる場合っていうのも一応書いてあります。

○委員

区画整理したところですね。区画整理したところは、1種なら1種、農用地なら農用地として、除外が受けれるのか、それとも何か特殊な、また別の規定があるのか、この際だから聞いておこうかなと思ったんです。

○事務局

補足説明ですけれども、この農用地の除外というのは、農業振興地域の整備に関する法律という根拠法令に基づくものですけれども、除外をするためにはですね、農業委員会の意見を聞いた上で除外をするということになっておりますので、今回、総会でお諮りしているものになります。除外の要件として、基盤整備が完了して8年を超えていけば問題がないという取り扱いになっておりますので、本件は、除外はできるものとして、総会の議案に載っているところですので、除外を認めるか認めないかではなくてですね、必要があれば、農業委員会としての意見を付してですね、大村市長に回答するということになりますので、その審議をお願いしたいと思います。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○委員

農振農用地で税金も出して、これを8年過ぎたから除外できるのは、他のところもどんどん除外されて、最終的に農地じゃなくなるということで、十分あるわけですよ。どこまでを認めてどこまで認めないのか線を引いておかないと。

○事務局

先ほど説明したように、この議案はですね、これを認める認めないではなくて、意見があるのであれば、それをこの委員会の中でまとめて、農林の方に伝えと、意見を出すというふうな議案になりますので、そこら辺をご理解の上、審議を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長

他に何かありませんでしょうか。

続いて2番萱瀬、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、面積810㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。除外後は、5条の許可申請を提出し、自己住宅を建築する予定です。なお、進入路等を除いた住宅建築有効面積は500㎡以下になるとの測量図が添付されています。

被害防除計画では、切土4.2m、擁壁を設けるとなっています。雨水は既設側溝に放流で、汚水と生活雑排水は合併浄化槽で処理し、既存側溝に放流となっております。周辺には東側に農地があります。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この申請地一体はですね、昭和40年代、大村の周辺一体をですね、みかんで黄金化するというようなプロジェクトがあったんですね。それで造成されたみかん畑ということになります。ここは、北の方に宅地がありますけれども、隣接をしているんですけども、こちら辺の造成地の中では、一番へりというふうなところになります。ここは、申請地の前の道路から3メートルほど上がってるんですね。ですから、少し細長く申請地がありましたけども、ここを進入道路としてですね、道路から3メートルぐらい上のところに住宅を建築するというふうな内容になっています。4人で現地を見に行っただんですが、草は機械で払ってはあったんですが、みかん畑として本来は利用されるべきところが、草の生い茂ったままというふうなことを考えればですね、これから先、先ほどありましたように、優良農地だからみかんを云々というふうな、そういった、売られる側、土地の所有者側がですね、お考えにないものというふうに、みんなで判断をして参りました。皆さん方のご審議よろしくお願いたします。

○議長

はい。ありがとうございました。それでは、ただいま2番につきまして、ご意見ご質問、ありませんでしょうか。

○委員

国のお金をかけてですよ、基盤整備しているところですよ。これが8年とさっき言われましたけど、8年じゃ、これは誰が決めたんですか。例えばうちなんか、基盤整備したところがあるんですよ。

○事務局

決められたというのは先ほど説明しましたとおり、農業振興地域の整備に関する法律の中で、農用地区域の変更をする時の要件が5つぐらいあってですね、簡単に言えば、周辺の農業への支障や集団化への支障がないことなどがあるんですが、その中で、「公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること」ということで、この政令で定める基準というのが、先ほど言いました基盤整備完了から8年は除外できないということが定められているものと思われまます。以上です。

○委員

大体わかりましたけれども、やはり場所次第ということですかね。あまりこうやってしていけば、農地がなくなってしまうんですよ。おまけにお金もかけているじゃないですか。10年でも私は短いと思いますけれども。それから、ずるずるといく可能性もあるわけですよ。そう思います。

○議長

他にありませんでしょうか。

○委員

農業委員会が審議をしなければいけないとあって、意見を言っても一緒ですよ。意味がないと思うんですよ。いくら言っても、農業委員会が駄目ですよってことは言えないわけですよ。これで審議をしたって一緒ですよ。そういうふうになるわけですよ。いたらない時間を使うだけのことであって、ただ意見を言うだけのことじゃ何の意味もないと私は思うんですが、どうでしょうかね。

○委員

だけど、それはそれなりに意味があるんじゃないんですか。ここでこういう意見が出ましたけど、事務局から農林の方に投げかけるだけでも。何もなかったっていうよりも、何か意見が出るだろうということでそこを参考にして、やるわけだから。行政ってのはこういうものですからね。だから、そういう自分たちだけで判断してするんじゃないくて、農業関係者がこれだけ集まっている中で意見を参考にとということであると思うんですよ。

○議長

他に何かありますか。

○委員

確かに私も去年の大雨で思ったんですけど、やっぱりある程度の農地をしっかりと確保しておかないと、あとはどんどんどんどん田んぼですね、力がある農地、そういうのがだんだん減ってきて、だから、今の状況で、どんどん新しい方が家を建てられたりとか、そういうのもわかりはするんですけど、大村市でもある程度の農地をしっかりと確保してこうっていうのをもう一度見直してもらいたいというふうな気持ちではありました。

○議長

他に。何かありませんでしょうか。

それでは、1番、2番あわせてですけども、安易に変更しないで農地を守るという、そういう意見を付して市長に回答するというところでよろしいでしょうか。

<異議なし>

○議長

はい。それではそういうことで、よろしく願いいたします。

続いて、14ページ、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第3号、相続税の納税猶予継続に関する証明については、

- ・相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番西大村・竹松及び2番西大村の相続人は的確に農業経営を行っている判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。なお、2番西大村につきましては、農地の権利移動が一部ありましたが、その移動が20%以内であったことから、納税猶予が一部継続されるということになっています。

○議長

それでは、報告第3号について、何かご質問等はありませんか。

<意見なし>

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。